

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（06－4393－6330）
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	総合共同防火管理の指導
関連する 他局の名称	なし
概 要	地下街等にあつては、管理権原が数百、あるいはそれ以上に分かれる場合があり、防火管理を推進するうえで、困難が生じます。このため、必要に応じ、地下街を分割して適正な共同防火管理が行えるようにしています。分割された指定地下街は相互に、又は地階が指定地下街に直接面している防火管理対象物とは、災害時の相互の連携を保持するために、各管理権原者が総合共同防火管理を行わなければなりません。 それぞれの対象物の管理権原者で構成される総合共同防火管理権原者協議会を設置し、共同防火管理対象物における協議事項に準じた形で総合共同防火管理協議事項を定め運用するものです。 総合共同防火管理を行う必要があると認める防火管理対象物の管理権原者に対し、総合共同防火管理に関する必要な事項について協議するよう指導しています。
根拠となる要綱等	・大阪市防火・防災管理指導規程（平成18年3月14日消防長達第2号）第17条 ・大阪市防火・防災管理指導要綱（平成18年3月14日消防長訓（予）第5号）第30条、第31条
行政指導指針	・大阪市防火・防災管理指導規程第17条 署長は、総合共同防火管理を行う必要があると認める防火管理対象物の管理権原者に対し、総合共同防火管理に関する必要な事項について協議するよう指導するものとする。 ・大阪市防火・防災管理指導要綱第30条 総合共同防火管理を行う必要がある防火管理対象物は、次に掲げるものとする。 (1) 規程第13条第3項に定めるところにより分割指定した指定地下街相互 (2) 地階が指定地下街に直接面している防火管理対象物及び当該指定地下街相互 (3) 地階が地下道等により他の防火管理対象物の地階と結ばれているもののうち、地階相互間での人の往来が経常的で、火災発生時における防煙、避難誘導及び応援協力に関して協調が必要と認められる防火管理対象物相互 ・大阪市防火・防災管理指導要綱第31条 総合共同防火管理に関する必要な事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 総合共同防火管理対象物を構成する各防火管理対象物の管理権原者により組織する総合共同防火管理権原者協議会の設置及び運用に関すること (2) 総合共同防火管理権原者協議会の代表者の選任に関すること (3) 地下道等の取り扱い箇所の防火シャッターの開閉及びその案内並びに避難誘導に関すること (4) 災害発生時の各防火管理対象物相互の連絡並びに消火及び避難誘導の応援協力に関すること (5) その他総合共同防火管理上必要な事項
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	